

議案第40号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月4日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の124の6の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。